



我孫子市LINE公式アカウント友だち募集中！
二次元コードを読み取るか、LINEの「友だち追加」でID[abiko_city]を検索して追加してください。市からのお知らせなど、欲しい情報を選べます。メール配信サービスと同じ情報も配信します。



アプリ「マチイロ」
マチイロ(二次元コードからダウンロード可)で広報あびこが閲覧できます。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

マイナンバーカードの取得は任意です

国の法改正により、12月1日(日)をもって健康保険証の新規発行を終了します。12月2日(月)以降は「マイナ保険証(健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード)」の利用をご検討ください。12月1日(日)時点で発行済みの健康保険証は加入している保険によって有効期限が異なります(最大1年間)ので、加入中の保険者(健康保険組合・協会けんぽ・市区町村など)にご確認ください。

※9月18日時点の情報です。最新情報は加入中の保険者にお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。



▲厚生労働省HP

健康保険証の有効期限後に医療機関などを受診するにはどうすればよいですか？

●マイナンバーカードを取得済みで健康保険証としての利用登録が完了済みの方

受診時にマイナンバーカードを提示してください。

◎就職・転職・転居、負担割合の変更などで健康保険証の情報が変更となった場合

加入中の保険者から「資格情報通知書」が交付されます。情報の反映に数日かかるため「資格情報通知書」をマイナンバーカードと一緒に提示してください。※マイナンバーカードを更新中・紛失した方、施設に入所中などでマイナンバーカードを利用できない方は資格確認書(申請により交付可、施設に入所中などの方は初回のみ要申請)を提示 ※「資格情報通知書」の内容はマイナポータルから「被保険者資格情報」としてダウンロード可

●マイナンバーカードを未取得の方 ●マイナンバーカードを取得済みで健康保険証としての利用登録をしていない方

受診時に「資格確認書」を提示してください。健康保険証の有効期限前に、加入中の保険者から本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が交付されます。



国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方へ

12月1日(日)時点で発行済みの健康保険証は、保険証に記載されている有効期限まで利用できます。期限まで廃棄せずにお持ちください。※12月2日(月)以降に転居・世帯変更などで負担割合や住民票の情報が変更となった場合は失効します(手続き後「資格情報通知書」または「資格確認書」を交付)。※令和7年7月に「資格情報通知書」または「資格確認書」を加入者へ交付予定です。

☎ 国保年金課・内線930(国民健康保険)、内線928(後期高齢者医療保険)

マイナ保険証にはこんなメリットがあります



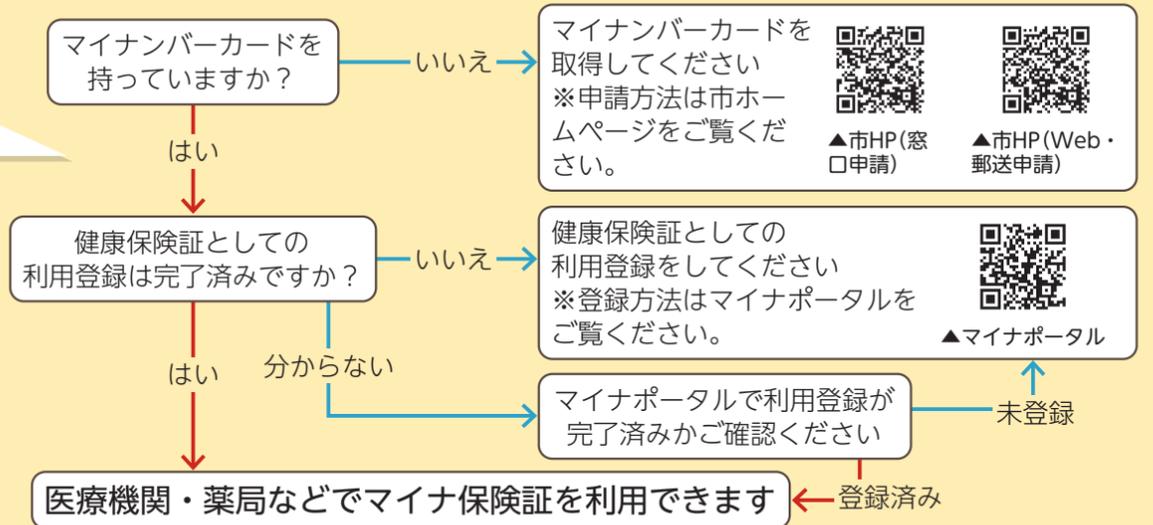
●就職・転職・転居などをしても、自動で情報が更新されるため再度の利用登録は不要です。※保険者を変更した場合は加入・喪失の届け出が必要

●本人の同意の下、オンライン資格確認システムが導入されている医療機関への限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証などの提示が原則不要です。※システムを導入していない医療機関の受診、住民税非課税世帯の長期入院、国民健康保険税に未納がある場合などは各認定証(加入中の保険者に要申請)の提示が必要 ※子ども医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障害者医療費などの助成は各受給者証の提示が必要

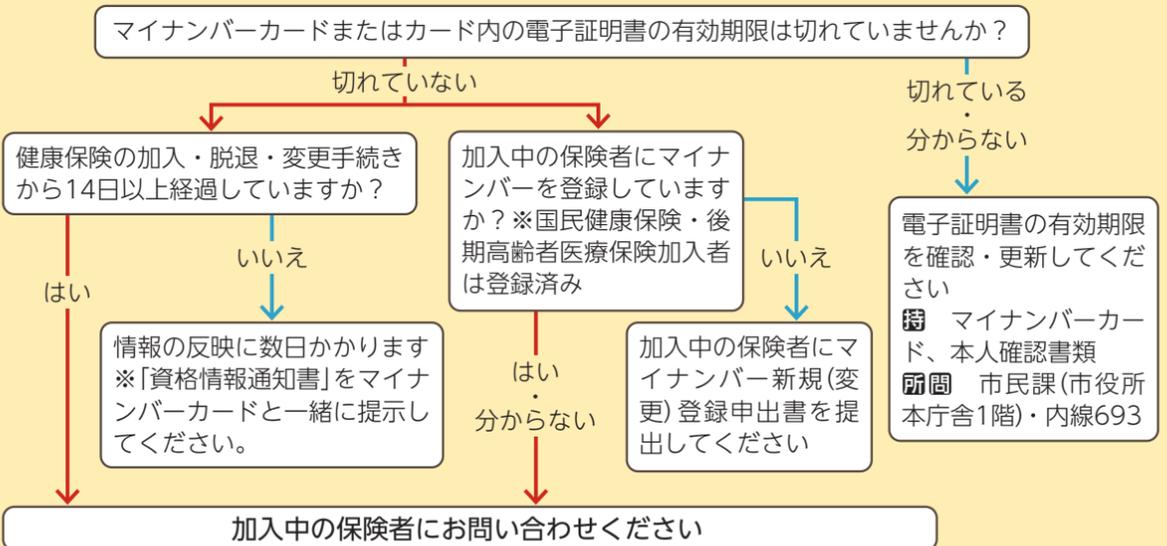
●マイナポータルで医療費通知情報を確認でき、医療費控除の申請をする時に、情報が自動で入力されます。※はり・きゅう・マッサージ施術費などの療養費は閲覧不可

●本人の同意の下、特定健診の結果・薬剤の情報をかかりつけ医や薬剤師などと共有できるほか、マイナポータルで自身の情報を確認できます。

マイナ保険証を利用したい場合はどうすればよいですか？



健康保険証としての利用登録をしましたがマイナ保険証を利用できません



問 マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178(5番)